

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 5 月30日
【会社名】	Y K K 株式会社
【英訳名】	YKK Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 吉田 忠裕
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田和泉町 1 番地
【電話番号】	03(3864)2080番
【事務連絡者氏名】	財務・経理部長 太刀川 博
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田和泉町 1 番地
【電話番号】	03(3864)2080番
【事務連絡者氏名】	財務・経理部長 太刀川 博
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした募集金額】	10,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	Y K K株式会社第12回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000百万円
各社債の金額（円）	1億円
発行価額の総額（円）	金10,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	未定 （平成30年6月6日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成30年6月12日に決定する予定である。）
利払日	毎年6月18日及び12月18日
利息支払の方法	1．利息支払の方法及び期限 （1）本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成30年12月18日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各18日にその日までの前半か年分を支払う。 （2）利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 （3）半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。 （4）償還期日後は利息をつけない。 2．利息の支払場所 別記（（注）「11．元利金の支払」）記載のとおり。
償還期限	平成35年6月16日
償還の方法	1．償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2．償還の方法及び期限 （1）本社債の元金は、平成35年6月16日にその総額を償還する。 （2）償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 （3）本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3．償還元金の支払場所 別記（（注）「11．元利金の支払」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成30年6月12日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成30年6月18日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	当社は、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）に担保権を設定する場合には、本社債にも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。

財務上の特約（その他の条項）	<p>本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p>
----------------	--

（注）1．信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）からAA-の信用格付を平成30年6月12日付で取得する予定である。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号 03-6273-7471

2．社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3．社債の管理

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

4．社債事務取扱者、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

5．期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項または別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

6．社債権者に通知する場合の公告の方法

- (1) 本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）によりこれを行う。
- (2) 当社が定款の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがあるときを除いて、電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）によりこれを行う。

## 7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

## 8. 社債要項の変更

(1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）4を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

## 9. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本（注）6に定める方法により公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

## 10. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

(1) 本（注）6に定める公告に関する費用

(2) 本（注）9に定める社債権者集会に関する費用

## 11. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

## 2【社債の引受け及び社債管理の委託】

## (1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
未定 (注)	未定 (注)	未定 (注)	未定 (注)
計	-	10,000	-

(注) 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち、主たるものはみずほ証券株式会社（東京都千代田区大手町一丁目5番1号）に内定しているが、その他の引受人の氏名又は名称及びその住所並びに各引受人の引受金額、引受けの条件については、平成30年6月6日に決定し、平成30年6月12日に買取引受契約を締結する予定である。

## (2)【社債管理の委託】

該当事項なし

## 3【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
10,000	38	9,962

## (2)【手取金の使途】

上記の手取概算額9,962百万円については、全額を社債償還資金に充当する予定であります。なお、償還期限が平成30年6月15日に到来するため一旦手元資金で償還する予定であります。

**第2【売出要項】**

該当事項なし

**第3【第三者割当の場合の特記事項】**

該当事項なし

**第4【その他の記載事項】**

該当事項なし

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

## 第三部【追完情報】

### 1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成30年5月30日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

なお、当該有価証券報告書に記載されている「第5次中期事業計画」における中期経営目標については、その作成時点での予想や一定の前提に基づいており、その達成及び将来の業績を保証するものではありません。

### 2．臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成30年5月30日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成30年2月13日提出の臨時報告書）

#### 1 提出理由

当社は、2018年1月25日開催の取締役会において、当社を存続会社として、当社の特定子会社かつ完全子会社であるY K Kファスニングプロダクツ販売株式会社を吸収合併することを決議するとともに、2018年2月9日付で合併契約書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号および第7号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### 1．特定子会社の異動に関する事項

（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額および事業の内容

名称	Y K Kファスニングプロダクツ販売株式会社
住所	東京都台東区台東1丁目28番2号
代表者の氏名	代表取締役社長 河上 勝
資本金の額	470百万円
事業の内容	ファスニング商品および関連副資材の仕入れ・販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数および当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前	61,700個
異動後	個（吸収合併により消滅）

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前	100%
異動後	%（吸収合併により消滅）

(3) 当該異動の理由およびその年月日

異動の理由

当社が、当社の特定子会社であるY K Kファスニングプロダクツ販売株式会社を吸収合併することにより、同社が消滅することによるものです。

異動の年月日(予定)

2018年7月1日(吸収合併の効力発生日)

## 2. 吸収合併に関する事項

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3に基づく報告)

## (1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	Y K Kファスニングプロダクツ販売株式会社
本店の所在地	東京都台東区台東1丁目28番2号
代表者の氏名	代表取締役社長 河上 勝
資本金の額	470百万円
純資産の額	11,307百万円
総資産の額	21,126百万円
事業の内容	ファスニング商品および関連副資材の仕入れ・販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益および純利益

決算期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期
売上高(百万円)	31,909	32,778	31,176
営業利益(百万円)	1,458	1,598	1,227
経常利益(百万円)	2,126	2,433	1,993
当期純利益(百万円)	1,539	1,820	1,727

大株主の名称および発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
Y K K株式会社	100

当社との間の資本関係、人的関係および取引関係

資本関係	当社はY K Kファスニングプロダクツ販売株式会社の全株式を所有しております。
人的関係	当社監査役が一部兼務しております。
取引関係	ファスニング商品の取引があります。

## (2) 当該吸収合併の目的

ファスニング事業における日本国内での製造・開発・販売を一体化することにより、納期や商品開発などお客様へのサービス体制を一層強化することを目的として、当社の100%子会社であるY K Kファスニングプロダクツ販売株式会社を吸収合併することとしました。

## (3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、Y K Kファスニングプロダクツ販売株式会社は解散いたします。

吸収合併に係る割当ての内容

本合併による株式その他の金銭等の割当てはありません。

## その他の吸収合併契約の内容

取締役会決議日	2018年 1月25日
合併契約締結日	2018年 2月 9日
合併予定日（効力発生日）	2018年 7月 1日

- (4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠  
該当事項はありません。

- (5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	Y K K株式会社
本店の所在地	東京都千代田区神田和泉町 1 番地
代表者の氏名	代表取締役会長 吉田 忠裕
資本金の額	11,992百万円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	ファスニング・ファスニング加工機械及び建材加工機械等の製造・販売

### 3. 最近の業績の概要について

平成30年 5月15日開催の当社取締役会において承認された平成30年 3月期連結会計年度（自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日）の連結財務諸表は以下のとおりであります。なお、連結財務諸表の金額については百万円単位とし、単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、金融商品取引法第193条の2 第 1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していないので、監査報告書は受領しておりません。



## 連結財務諸表及び主な注記

## (1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	180,023	169,890
受取手形及び売掛金	177,870	190,282
有価証券	1,220	4,648
たな卸資産	130,500	133,105
繰延税金資産	7,380	6,544
その他	20,720	21,356
貸倒引当金	2,316	2,225
流動資産合計	515,399	523,603
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	408,822	417,649
減価償却累計額	265,368	271,101
建物及び構築物（純額）	143,454	146,548
機械装置及び運搬具	548,967	562,281
減価償却累計額	415,754	423,600
機械装置及び運搬具（純額）	133,213	138,681
土地	65,280	64,325
建設仮勘定	15,062	12,216
その他	87,007	89,300
減価償却累計額	69,800	71,321
その他（純額）	17,207	17,979
有形固定資産合計	374,218	379,751
無形固定資産	20,101	19,395
投資その他の資産		
投資有価証券	23,278	29,080
繰延税金資産	14,750	12,061
その他	17,129	15,931
貸倒引当金	1,646	1,259
投資その他の資産合計	53,512	55,813
固定資産合計	447,832	454,960
資産合計	963,231	978,563

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	67,043	66,299
短期借入金	4,489	3,979
1年内返済予定の長期借入金	17	1,007
1年内償還予定の社債	-	10,000
未払法人税等	5,892	3,869
繰延税金負債	1,450	688
賞与引当金	15,493	13,572
従業員預り金	33,969	34,851
その他	57,428	64,167
流動負債合計	185,786	198,435
固定負債		
社債	10,000	-
長期借入金	2,013	1,025
繰延税金負債	1,568	1,303
退職給付に係る負債	144,553	133,112
役員退職慰労引当金	803	876
その他	8,658	7,447
固定負債合計	167,597	143,766
負債合計	353,383	342,201
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,992	11,992
資本剰余金	35,218	35,218
利益剰余金	605,815	641,666
自己株式	12	13
株主資本合計	653,014	688,864
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,971	7,873
繰延ヘッジ損益	201	291
為替換算調整勘定	14,376	20,274
退職給付に係る調整累計額	49,807	55,479
その他の包括利益累計額合計	58,011	67,589
非支配株主持分	14,845	15,087
純資産合計	609,848	636,361
負債純資産合計	963,231	978,563

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書  
(連結損益計算書)

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
売上高	712,783	747,762
売上原価	452,607	479,747
売上総利益	260,175	268,015
販売費及び一般管理費	199,893	208,668
営業利益	60,282	59,347
営業外収益		
受取利息	1,504	1,575
受取配当金	420	541
作業くず売却益	369	500
雑収入	2,296	2,167
営業外収益合計	4,591	4,784
営業外費用		
支払利息	358	264
為替差損	268	710
クレーム費	163	564
雑損失	2,538	2,668
営業外費用合計	3,328	4,207
経常利益	61,545	59,924
特別利益		
固定資産売却益	1,723	846
段階取得に係る差益	497	-
その他	313	63
特別利益合計	2,535	909
特別損失		
固定資産売却損	97	36
固定資産除却損	2,056	2,167
事業譲渡損	415	-
海外物件補修費	-	1,230
その他	1,105	92
特別損失合計	3,674	3,526
税金等調整前当期純利益	60,406	57,307
法人税、住民税及び事業税	15,764	15,726
法人税等調整額	1,967	1,587
法人税等合計	13,797	17,314
当期純利益	46,608	39,992
非支配株主に帰属する当期純利益	1,427	1,264
親会社株主に帰属する当期純利益	45,180	38,728

(連結包括利益計算書)

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
当期純利益	46,608	39,992
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	937	1,902
繰延ヘッジ損益	465	89
為替換算調整勘定	9,694	6,253
退職給付に係る調整額	13,678	5,608
持分法適用会社に対する持分相当額	2	-
その他の包括利益合計	5,389	9,869
包括利益	51,998	30,123
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	49,957	29,151
非支配株主に係る包括利益	2,040	972

## (3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,992	35,215	563,512	11	610,708
当期変動額					
剰余金の配当			2,877		2,877
親会社株主に帰属する 当期純利益			45,180		45,180
自己株式の取得				1	1
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		2			2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	2	42,303	1	42,305
当期末残高	11,992	35,218	605,815	12	653,014

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額 合計		
当期首残高	5,033	264	4,150	63,407	62,788	13,626	561,547
当期変動額							
剰余金の配当							2,877
親会社株主に帰属する 当期純利益							45,180
自己株式の取得							1
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	937	465	10,226	13,600	4,776	1,218	5,995
当期変動額合計	937	465	10,226	13,600	4,776	1,218	48,300
当期末残高	5,971	201	14,376	49,807	58,011	14,845	609,848

当連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,992	35,218	605,815	12	653,014
当期変動額					
剰余金の配当			2,877		2,877
親会社株主に帰属する 当期純利益			38,728		38,728
自己株式の取得				1	1
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	35,851	1	35,849
当期末残高	11,992	35,218	641,666	13	688,864

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額 合計		
当期首残高	5,971	201	14,376	49,807	58,011	14,845	609,848
当期変動額							
剰余金の配当							2,877
親会社株主に帰属する 当期純利益							38,728
自己株式の取得							1
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,902	89	5,897	5,672	9,577	241	9,336
当期変動額合計	1,902	89	5,897	5,672	9,577	241	26,513
当期末残高	7,873	291	20,274	55,479	67,589	15,087	636,361

## (4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	60,406	57,307
減価償却費	47,844	46,849
貸倒引当金の増減額(は減少)	252	314
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	13,896	16,584
受取利息及び受取配当金	1,925	2,117
支払利息	358	264
有形固定資産除却損	1,053	1,464
有形固定資産売却損益(は益)	1,625	810
売上債権の増減額(は増加)	1,725	12,760
たな卸資産の増減額(は増加)	477	2,748
仕入債務の増減額(は減少)	1,434	2,687
その他	4,741	495
小計	96,889	73,733
利息及び配当金の受取額	1,931	2,134
利息の支払額	349	263
法人税等の支払額	16,852	18,078
営業活動によるキャッシュ・フロー	81,619	57,525
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期貸付金の純増減額(は増加)	52	36
定期預金の預入による支出	8,651	17,353
定期預金の払戻による収入	18,188	7,439
有形固定資産の取得による支出	68,476	52,207
有形固定資産の売却による収入	3,055	1,217
無形固定資産の取得による支出	2,937	3,003
無形固定資産の売却による収入	7	7
投資有価証券の取得による支出	582	4,193
投資有価証券の売却及び償還による収入	287	498
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	200	-
長期貸付けによる支出	45	7
その他	43	95
投資活動によるキャッシュ・フロー	59,345	67,661
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	578	466
ファイナンス・リース債務の返済による支出	303	394
長期借入れによる収入	1,021	19
長期借入金の返済による支出	1,014	26
社債の償還による支出	10,000	-
自己株式の取得による支出	1	1
配当金の支払額	2,874	2,869
非支配株主への配当金の支払額	816	731
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	1	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	14,569	4,470
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,673	1,577
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	4,029	16,182
現金及び現金同等物の期首残高	167,229	171,259
現金及び現金同等物の期末残高	171,259	155,076

## (5) 連結財務諸表に関する注記事項

## (継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

## (セグメント情報)

## [セグメント情報]

## 1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループは、取扱う製品について、各事業本部が国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは事業本部を基礎とした製品別のセグメントから構成されており、「ファスニング」事業及び「A P」事業の2つを報告セグメントとしております。「ファスニング」事業は各種ファスナー、ファスナー用部品、ファスナー材料、スナップ・ファスナー、ボタン等を製造・販売しており、「A P」事業は住宅用窓・サッシ、ビル用窓・サッシ、室内建具、エクステリア、形材製品、建材用部品を製造・販売しております。

## 2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの利益は、営業利益の数値であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は、主に市場価格や製造原価に基づいております。

## 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	調整額 (注) 2	連結財務 諸表計上額 (注) 3
	ファスニング	A P	計			
売上高						
外部顧客への売上高	292,700	413,251	705,951	6,831	-	712,783
セグメント間の内部売上高又は 振替高	301	326	628	58,052	58,681	-
計	293,002	413,578	706,580	64,884	58,681	712,783
セグメント利益	47,398	27,771	75,169	962	15,849	60,282
セグメント資産	471,363	391,705	863,068	279,156	178,994	963,231
その他の項目						
減価償却費	27,660	14,072	41,732	3,321	2,789	47,844
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	43,271	18,982	62,253	4,579	1,794	68,627

(注) 1. 「その他」には、ファスニング加工用機械・建材加工用機械・金型及び機械部品製造・販売、不動産、アルミ製錬等の事業活動を含んでおります。

2. (1)セグメント利益の調整額 15,849百万円には、セグメント間取引消去1,889百万円及び配賦不能営業費用 18,027百万円が含まれております。配賦不能営業費用は、当社の管理部門に係る費用等であります。

(2)セグメント資産の調整額 178,994百万円には、本社管理部門に対する債権の相殺消去 74,902百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産483,441百万円及び棚卸資産の調整額 898百万円が含まれております。

3. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。



当連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	調整額 (注) 2	連結財務 諸表計上額 (注) 3
	ファスニング	A P	計			
売上高						
外部顧客への売上高	323,703	417,314	741,018	6,744	-	747,762
セグメント間の内部売上高又は 振替高	376	284	660	52,804	53,464	-
計	324,079	417,598	741,678	59,549	53,464	747,762
セグメント利益	52,616	22,112	74,728	976	16,357	59,347
セグメント資産	482,522	387,562	870,085	278,628	170,150	978,563
その他の項目						
減価償却費	27,227	14,188	41,415	3,219	2,214	46,849
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	37,390	16,619	54,009	2,006	1,961	57,977

- (注) 1. 「その他」には、ファスニング加工用機械・建材加工用機械・金型及び機械部品製造・販売、不動産、アルミ製錬等の事業活動を含んでおります。
2. (1)セグメント利益の調整額 16,357百万円には、セグメント間取引消去2,233百万円及び配賦不能営業費用 18,814百万円が含まれております。配賦不能営業費用は、当社の管理部門に係る費用等であります。  
(2)セグメント資産の調整額 170,150百万円には、本社管理部門に対する債権の相殺消去 62,104百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産474,745百万円及び棚卸資産の調整額 1,154百万円が含まれております。
3. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

## (1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
1株当たり純資産額	496,267円	518,187円
1株当たり当期純利益金額	37,683円	32,302円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2. 算定上の基礎

## (1) 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	609,848	636,361
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	14,845	15,087
(うち非支配株主持分(百万円))	(14,845)	(15,087)
普通株式に係る純資産額(百万円)	595,002	621,274
普通株式の発行済株式数(千株)	1,199	1,199
普通株式の自己株式数(千株)	0	0
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	1,198	1,198

## (2) 1株当たり当期純利益金額

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円)	45,180	38,728
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円)	45,180	38,728
期中平均株式数(千株)	1,198	1,198

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第82期)	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第83期第3四半期)	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日	平成30年2月8日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

## 第六部【特別情報】

該当事項なし

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 6 月29日

Y K K株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古	杉	裕	亮
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阪	中		修
--------------------	-------	---	---	--	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀	越	喜	臣
--------------------	-------	---	---	---	---

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているY K K株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Y K K株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## &lt; 内部統制監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に準じた監査証明を行うため、Y K K株式会社の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、Y K K株式会社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年 6 月29日

Y K K株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 古 杉 裕 亮指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 阪 中 修指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 堀 越 喜 臣

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているY K K株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第82期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Y K K株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月8日

Y K K株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松尾 浩明

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 堀越 喜臣

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大屋 誠三郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているY K K株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、Y K K株式会社及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。